

## 第3次おだわら男女共同参画プラン（素案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」という男女共同参画社会の促進に関する施策の推進を図っていくことになりました。

本計画は、同法第 14 条第 3 項で定められた市町村男女共同参画計画として、平成 28 年度に策定された「第 2 次おだわら男女共同参画プラン」を継承しつつ、国内外の社会情勢の変化等に対応するため策定するものです。

さらに、基本方針Ⅲの「雇用における男女共同参画の推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として、また、基本方針Ⅴの「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として位置付けています。

### 2 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度まで

### 3 計画の内容

#### (1) 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨と小田原市の現状と課題及び計画の位置付け、計画期間、計画の体系について記載しています。

#### (2) 計画の内容

基本方針Ⅰ～Ⅴについて、施策の方向ごとにとり組内容を記載し、基本方針ごとに数値目標を設定しています。

#### (3) 計画の推進にあたって

推進体制、進行管理等について記載しています。